

# 会員のコンプライアンスと行動に関する規程

## 第1条(本規程の目的)

本規程は、一般社団法人、日本伝承実践鳳凰之会(以下「当法人」という。)における会員等(公認講師、公認鑑定家、一般会員等及び当法人に在籍したことのある者のうち、太占数霊®を使用する者をいう。以下同じ。)のためのコンプライアンスの指針、行動規範等を定め、本法人並びに会員等の権利を保護し、その社会的信頼を維持するとともに、創造性豊かな人材を育成し、日本の伝統伝承文化の啓蒙や復興、企業及び地域の人々の幸福度最大化に寄与することを目的とする。

## 第2条(会員等の行動)

会員等は、法令を遵守し、社会的規範・倫理に則って行動し、基本的人権・個人のプライバシーを尊重するように行動するとともに、本規程の内容を十分に理解し、本規程に従って行動しなければならない。また、会員等は、良識を兼ね備え、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努めなければならない。

## 第3条(推進体制)

1. 当法人の理事長及び各理事は、各々の部門の会員等が、本規程に即した行動をするように推進・支援・指導しなければならない。
2. 当法人は、インターネットを調査する専門部署を設置し、ソーシャルメディアにおける会員等の本規程違反行為を定期的に調査する。
3. 当法人は、以下の場合には、迅速かつ適切な対応処置を取ることができる。
  - (1) 会員等が本規程に違反した場合
  - (2) 会員等が当法人の通告・通達を無視する場合
  - (3) 会員等の行為が社会的な問題になる可能性がある場合
  - (4) 会員等の行為について反社会的組織との関係が疑われる場合
4. 会員等が本規程に違反した場合、当法人は、以下のいずれかの処分を行うことができる。
  - (1) 口頭注意
  - (2) 文書通達
  - (3) 除籍

## 第4条(内部通報制度)

1. 会員等は、本規程に違反する行為またはその疑いのある行為を認識した場合には、当法人のコンプライアンス問題窓口(携帯:080-6184-8565、FAX:0721-89-2173)に通報しなければならない。
2. 当法人は、前項の通報を行った者(以下「内部通報者」という。)のプライバシーを保護し、内部通報者の利益を図るものとし、誠実かつ正当な目的で前項の通報を行った内部通報者に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いをしないものとする。

## 第5条(行動規範)

会員等は、以下の行為を行ってはならない。ただし、当法人が事前に書面によって承諾した場合はこの限りではない。

### (1) クライアント(お客様を含む。以下同じ。)との関係について

- ① クライアントからの相談内容を、当法人の運営機関以外の第三者に開示・漏洩する行為。
- ② クライアントを畏怖させる行為、その他クライアントの恐怖をおおそれがある行為。
- ③ 実現困難な事項を内容とするクライアントの依頼を受任または受託する行為。
- ④ 生命の危機に瀕する者の鑑定改名相談の依頼並びに破産倒産の危機に瀕する企業及びその経営者の鑑定改名相談の依頼を受任または受託する行為。
- ⑤ 株式、先物取引、仮想通貨等、投資と関係がある事項に関する鑑定改名相談の依頼を受任または受託する行為。
- ⑥ 投資家、仮想通貨運営者及びそれらの関連会社を紹介する行為。
- ⑦ ネットワークビジネスまたは宗教団体へ勧誘する行為。
- ⑧ 靈感商法とみなされるグッズまたは健康食品を販売する行為。
- ⑨ 他者に対する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ、その他の社会的に非難される行為。
- ⑩ 反社会的組織と関係する一切の行為。

### (2) 当法人または他の会員等との関係について

- ① 当法人、当法人の理事及び従業員並びに他の会員等を誹謗中傷する行為。
- ② 当法人または当法人関係者が有する著作権、実用新案登録権、商標登録権、特許権等の知的財産権を侵害する行為。
- ③ 当法人の講義で使用するテキスト、DVD、資料、ソフト、万年暦の内容を書籍や雑誌に転載する行為またはこれらをソーシャルメディアや YouTube に転載する行為
- ④ 当法人の販売物(鑑定ソフトやカレンダーソフトを含むがこれに限られない。)を第三者に貸出す行為並びにこれらの内容を書籍や雑誌に転載する行為またはソーシャルメディアや YouTube に転載する行為。
- ⑤ 当法人の事前の承諾なく当法人に関する情報を他者に開示または漏洩する行為。
- ⑥ 当法人に関する情報を利用することで、当法人に損害を与える行為または自己もしくは第三者の利益を図る行為。

### (3) 広告宣伝活動等について

- ① 客観的事実に基づかない広告宣伝行為。
- ② クライアント、その他の第三者に誤解を与えるおそれのある宣伝行為
- ③ 報道関係者に対して当法人に関する情報を開示する行為
- ④ 新聞、雑誌、テレビ等の一定の社会的影響力が認められる媒体を利用した広告宣伝行為
- ⑤ 靈感商法的な文言または誤解を受けやすい文言を使用した広告宣伝行為
- ⑥ 当法人の商標並びに当法人関係者または会員等の写真を広告宣伝に使用する行為
- ⑦ 当法人及びその関連事項について自身が創始者であるとの誤解を与える文言を使用する行為
- ⑧ 誹謗中傷または品位の劣る表現を用いて自らの優位性を強調する行為
- ⑨ 政治または宗教に関する事項を用いた広告宣伝行為
- ⑩ 人種差別、障害者差別等の人間の尊厳を傷つけるような表現を用いた広告宣伝行為

## 第6条(誓約書の取得)

会員等は、自身が講師として太占数霊を教授する場合、受講生から当法人所定の誓約書を取得し、当法人に交付しなければならない。当該会員等が同誓約書を取得しないことによって生じた紛争または損害は、当該会員が自己の責任と負担において解決し、当法人に一切迷惑をかけてはならない。

## 第7条(本規程の変更)

当法人は、本規程を変更することができる。本規程を変更する場合、当法人は、当法人のウェブサイトにて本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容並びにその効力発生時期を告知する。

平成29年1月18日制定

一般社団法人.日本伝承実践鳳凰之会  
代表理事 藤乃哉人